

# 令和5年度 大学等進学に係る主な奨学金等のご案内

＜令和5年3月現在＞

※本案内は、令和5年3月時点の制度を記載したものであり、予算審議の状況等により変更となる可能性があります。



## 1 大学等進学に係る奨学金

### (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

#### ① 第一種奨学金〔無利息〕の貸与月額(予定)

区 分		選択可能な金額
大 学	国公立(自宅通学)	2万円、3万円、4万5千円から選択
	国公立(自宅外通学)	2万円、3万円、4万円、5万1千円から選択
	私立(自宅通学)	2万円、3万円、4万円、5万4千円から選択
	私立(自宅外通学)	2万円、3万円、4万円、5万円、6万4千円から選択
短 大 専修(専門)	国公立(自宅通学)	2万円、3万円、4万5千円から選択
	国公立(自宅外通学)	2万円、3万円、4万円、5万1千円から選択
	私立(自宅通学)	2万円、3万円、4万円、5万3千円から選択
	私立(自宅外通学)	2万円、3万円、4万円、5万円、6万円から選択
大学院	修士・博士前期課程、専門職大学院	5万円、8万8千円から選択
	博士・博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程(6年制学部卒)	8万円、12万2千円から選択

返還期間: 概ね9年～18年(貸与総額により異なります)

#### ② 第二種奨学金〔利息付〕の貸与月額(予定)

区 分	貸与月額(自由選択)
大学・短大・高専<4・5年>専修<専門>	2万円～12万円の範囲内で、1万円刻みで設定
私立大学 医・歯学部課程	12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学部課程	12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
大 学 院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
法科大学院	15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

返還期間: 概ね13年～20年(貸与総額により異なります)

#### ③ 入学時特別増額貸与奨学金〔有利子〕

1年次の入学する月から奨学金の貸与を受ける場合、希望により入学月の基本月額に次の額を増額して貸与を受けることができる。(入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできない)

貸与額は、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択

#### ④ 募集時期: 在学(出身)の高等学校等又は在学の大学等にお問い合わせください。

## ⑤給付奨学金

一般の課程(通信教育以外の課程)の給付金額(月額)

区分		第Ⅰ区分 非課税世帯:満額	第Ⅱ区分 準ずる世帯:2/3	第Ⅲ区分 準ずる世帯:1/3
大学 短大 専修<専門>	国公立(自宅通学)	29,200円 (33,300円)	19,500円 (22,200円)	9,800円 (11,100円)
	国公立(自宅外通学)	66,700円	44,500円	22,300円
	私立(自宅通学)	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)
	私立(自宅外通学)	75,800円	50,600円	25,300円

生活保護世帯(受けている扶助の種類を問いません。)で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

通信教育課程の給付金額(年額)

区分		第Ⅰ区分 非課税世帯:満額	第Ⅱ区分 準ずる世帯:2/3	第Ⅲ区分 準ずる世帯:1/3
通信	国公立・私立/ 自宅・自宅外共通	51,000円	34,000円	17,000円

## (2)高等教育の修学支援新制度による授業料等減免

独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象者は、授業料等減免の対象となります。

### ① 住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の学生等の授業料等減免の上限額(年額)

区分	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短大	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
専修<専門>	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

夜間制や通信課程は異なります。

### ② 住民税非課税世帯に準ずる世帯(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分)の学生等の授業料等減免の上限額(年額)

第Ⅱ区分は住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の学生に対する減免額の3分の2の額、第Ⅲ区分は3分の1の額が減免になります。

ただし、もとの授業料等が第Ⅰ区分の減免上限額未満である場合は、上記の表にある減免上限額に対する2/3と1/3の額とはなりません。

例)私立大学の授業料減免の上限額は70万円であるところ、A私立大学の授業料が60万円であった場合、3分の2の支援区分の者の減免額は40万円(60万円×2/3)、3分の1の支援区分の者の減免額は20万円(60万円×1/3)となります。

問合せ先:在学(出身)の高等学校等又は在学の大学等

### (3) 鳥取県医師確保奨学金(各種)

#### ① 申請資格等

奨学金の種類	医師養成確保奨学金			緊急医師確保対策奨学金	臨時特例医師確保対策奨学金
	一般貸付枠	編入枠	地域枠		
申請資格	○県内外の大学医学部医学科在学生 ・鳥取大学の場 合、出身地・卒業 高校の所在地を 問わない。 ・県外大学の場 合、県内高校卒業 者に限る。 ・学校法人自治医 科大学の場合、令 和5年度以降の入 学者に限る。	○大学等卒業(見 込)者で、鳥取県、 島根県、岡山県、 広島県、兵庫県の 高校卒業生または、 父母のいずれ かの現住所が鳥 取県である者	○県内高校卒業 者(2浪まで)で、 鳥取大学医学部 学校推薦型選抜 Ⅱ(地域枠)入学 者	○県内高校卒 業者・県に縁の ある者(2浪ま で)で、鳥取大 学医学部学校 推薦型選抜Ⅱ (特別養成枠) 入学者	○鳥取大学医学部一般選 抜前期日程(地域枠・鳥取 県)入学者 ○岡山大学医学部学校推 薦型選抜Ⅱ(地域枠・鳥取 県)入学者 ・県内高校卒業(見込)者 (2浪まで) ・県外高校卒業(見込)者 (2浪まで)で、出願時本人 又は保護者が鳥取県内居 住
貸付月額	100,000円	120,000円	120,000円	150,000円	150,000円
返還免除の要件	医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間に3年を加算した期間(最長9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に、貸付期間の1.5倍の期間(最長6年)勤務	医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間(9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間と同期間(6年)勤務	医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、臨床研修修了後、貸付期間の1.5倍の期間(9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間と同期間(6年)勤務	卒業後、県職員(医師)として、知事が勤務を命ずる県内医療機関に、貸付期間の1.5倍の期間(9年)勤務	医師免許取得後直ちに臨床研修(県内に限る)を受け、臨床研修開始後、貸付期間の2倍の期間(12年)以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間(9年)勤務。かつ、この9年間のうち知事の指定した区域において4年間(臨床研修期間を除く)勤務。
申請先: 申請時期	県:4~5月(入学後)	県:3~4月(入学前後)	鳥取大学:12月(入学前)	県:11月(入学前)	鳥取大学:1月(入学前) 岡山大学:11月(入学前)

②その他の貸与資格 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

③貸付期間 大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで(最大72月分)  
(医師養成確保奨学金(一般貸付枠)は、奨学金申請年度の4月から大学を卒業する日の属する月まで)

④貸付利率 無利子

⑤返還方法 上記返還免除の要件に該当しない場合は、返還決定から1月以内に貸付金の全額を一括返還。

問合せ先: 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7195)

#### (4) 看護職員修学資金等

##### 【修学資金】

- ①申請資格 ・看護職員養成施設に在学している者又は看護職員の免許を取得後大学院の修士課程に在学している者  
 ・将来県内において看護職員又は看護教員としてその業務に従事しようとする者
- ②貸付月額

区 分	貸 与 額	
	保健師・助産師・看護師養成所、看護系短期大学	自治体立等 32,000円
准看護師養成所	自治体立等 15,000円	民間立 21,000円
看護系大学	自治体立等 48,000円	民間立 61,000円
看護系大学院修士課程	国内 83,000円	国外 200,000円

※「自治体立等」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

- ③貸付利率 無利子
- ④貸付期間 養成施設等に在学する期間
- ⑤返還期間 貸付を受けた期間と同じ(例:3年間貸付を受けた場合は3年間で返還)
- ⑥返還の免除

卒業後2年以内に免許を取得し、かつ県内において引き続き5年間看護職員又は看護教員の業務に従事された場合は、修学資金の返還が免除されます。

病床が200床以上の病院(精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。)	半額免除
上記以外の施設 (例)200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所、市町村 等	全額免除

- ⑦募集時期 4月(養成施設等入学後)
- ⑧申請書の配布 県内養成施設の学生には養成施設を通じて配布。県外養成施設へ進学する者には3月上旬頃から県医療政策課が郵送等により直接希望者へ配布。

##### 【奨学金】

- ①申請資格 ・国立大学法人鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する者で、地域枠推薦入学又は鳥取県看護職員養成枠入学により入学し、在学している者  
 ・将来県内において看護職員又は看護教員としてその業務に従事しようとする者
- ②貸付月額 60,000円
- ③貸付利率 無利子
- ④貸付期間 4年間
- ⑤返還期間 貸付を受けた期間と同じ(4年間で返還)
- ⑥返還の免除

卒業後2年以内に免許を取得し、かつ県内において引き続き6年間常勤の看護職員又は看護教員の業務に従事された場合は、奨学金の返還が免除されます。

病床が200床以上の病院(精神病床が80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。)	半額免除
上記以外の施設 (例)200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所、市町村 等	全額免除

- ⑦募集時期 鳥取大学入学試験の出願時

問合せ先: 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7190)

## (5) 理学療法士等修学資金

- ①申請資格 ・養成施設等(大学・短期大学・高等専門学校等)に在学している者。言語聴覚士については、大学等で受験資格を得るために必要な科目を修得中である者も対象  
・将来県内で理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者

### ②貸付月額

区 分	貸与額
自治体立等養成所(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	32,000円
その他の養成所等(大学・短期大学・高等専門学校を含む)	36,000円

※「自治体立等養成所」には、地方自治体が設置主体である養成施設の他、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置主体である施設も含まれます。

- ③貸付利率 無利子  
④貸付期間 養成施設等に在学する期間  
⑤返還期間 貸付を受けた期間と同じ (例:4年間貸付を受けた場合は4年間で返還)  
⑥返還の免除  
卒業後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ県内において理学療法士等の業務に、貸付を受けた期間の1.5倍の期間(例:4年間貸付の場合6年間)従事された場合は修学資金の返還が免除されます。  
⑦募集時期 4月(養成施設等入学後)

問合せ先:鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7207)

## (6) 介護福祉士修学資金等

### ①申請資格

#### 【介護福祉士修学資金貸付事業】

- ・介護福祉士の養成施設等に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

#### 【社会福祉士修学資金貸付事業】

- ・社会福祉士の短期養成施設又は一般養成施設に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において社会福祉士の業務に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

#### 【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

- ・介護福祉士実務者研修施設に在学している者。
- ・将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者。
- ・学業成績優秀で心身ともに健全な者。

### ②貸付月額

#### 【介護福祉士修学資金貸付事業】

修学資金(月額)	5万円(留年年度を除き、毎月送金)
入学準備金	20万円(入学年度の初回送金時1回限り)
就職準備金	20万円(卒業年度の最終回送金時1回限り)
国家試験受験対策費	4万円(卒業年度の7月送金時1回限り)

※生活保護受給世帯又は準要保護世帯には、生活費加算の制度も有り。

### 【社会福祉士修学資金貸付事業】

修学資金(月額)	5万円(留年年度を除き、毎月送金)
入学準備金	20万円(入学年度の初回送金時1回限り)
就職準備金	20万円(卒業年度の最終回送金時1回限り)

※生活保護受給世帯又は準要保護世帯には、生活費加算の制度も有り。

### 【介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業】

貸付額 20万円

- ③貸付利率 無利子
- ④貸付期間 養成施設等に在学する期間
- ⑤返還方法 介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業は、一括又は貸付を受けた期間の2倍の月数を上限とする月賦均等払方式による返還。  
介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業は、一括又は12カ月を上限とする月賦均等払方式による返還。

### ⑥返還の免除

#### 【介護福祉士又は社会福祉士の養成施設】

卒業後1年以内に、県内において、介護福祉士又は社会福祉士として昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に5年間従事した場合

#### 【介護福祉士実務者研修施設】

卒業後1年以内に、県内において、介護福祉士として昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に2年間従事した場合

※要件の詳細は、問合せ先でご確認ください。

問合せ先: 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6336)

## (7)鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援金

①制度概要 令和6年度に大学・短大・専門学校へ進学をめざす、県内のひとり親家庭又は児童養護施設・里親の世帯の高校生、高等専修学校生(以下「生徒」という。)を支援する。

②応募資格 下記(1)～(3)の全ての要件を満たしていること。

(1)進学者要件	当該年度3月末現在において、県内に在住する生徒であって、大学・短大・専門学校への進学を予定していること。
(2)世帯要件	次の各号の要件のいずれかに該当すること。 (ア)市町村民税の所得割が非課税世帯のひとり親家庭の生徒 (イ)児童養護施設に措置又は里親に委託された生徒
(3)その他	前各号に該当する生徒であって、学業成績が優秀で他の模範となる生徒。

③支援金の給付 1年間の給付対象者は10名を基本とする。  
1人当たり10万円を給付する。

④応募時期 令和5年9月～12月下旬(予定)

⑤応募方法 必要な書類を整えて、在籍する高校又は高等専修学校に提出していただきます。

問合せ先:社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6344)

## (8)生活福祉資金貸付制度(教育支援費、就学支度費)

申請資格:前年所得の1/12が生活保護費(基準額)の2倍未満の世帯。

(注)他から同種類の奨学資金の貸与または給付を受けられないこと。

または、それらで不足を生じる等の事情があること。(必要性により判断)

(注)世帯内で連帯借受人が必要。

### ①教育支援費

ア 貸付月額(予定)

区 分	貸付限度額
短大(専修学校専門課程含む)	60,000円以内
大学	65,000円以内

※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能。

イ 貸付期間 大学等の在学期間中

ウ 返還期間 据置期間経過後20年以内

エ 貸付利率 無利子

### ②就学支度費

ア 貸付額 500,000円以内

イ 返還期間 据置期間経過後20年以内

ウ 貸付利率 無利子

問合せ先:お住まいの地域の市町村社会福祉協議会 又は  
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6333)

## (9) 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)

申請資格 ・母子(父子)家庭(配偶者のない女子(男子)とその扶養されている児童(20歳未満)で構成されている家庭)の母(父)(県内に住所を有すること)または児童本人  
・父母のない児童(20歳未満の者で、県内に住所を有すること)

(注)児童本人が借主となる場合は連帯保証人が必要。

### ①就学支度資金

#### ア 貸付額

区分		貸付限度額	
短大・大学 専修(専門)学校	国公立	自宅 410,000円	自宅外 420,000円
	私立	自宅 580,000円	自宅外 590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私立	590,000円	

イ 返還期間 原則として5年以内

ウ 貸付利率 無利子

### ②修学資金

#### ア 貸付月額

区分		貸付限度額	
専修(専門)学校	国公立	自宅 67,500円	自宅外 78,000円
	私立	自宅 89,000円	自宅外 126,500円
短大	国公立	自宅 67,500円	自宅外 96,500円
	私立	自宅 93,500円	自宅外 131,000円
大学	国公立	自宅 71,000円	自宅外 108,500円
	私立	自宅 108,500円	自宅外 146,000円
大学院	修士課程	132,000円	
	博士課程	183,000円	

※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸し付けます。

イ 貸付期間 入学時から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで

ウ 返還期間 20年以内

エ 貸付利率 無利子

問合せ先

お住いの地域の市町村役場

又は、鳥取県子育て・人財局家庭支援課 (電話0857-26-7869)

鳥取県中部総合事務所県民福祉局 (電話0858-23-3126)

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 (電話0859-31-9308)



### (10) 保育士修学資金貸付制度

指定保育士養成施設において保育士等の資格に必要な教育を受け、将来県内に就職される予定の方で、経済的理由により修学が困難な方に対して必要な修学資金の貸し付けを行います。

	①保育士修学資金貸付	②鳥取県保育士等修学資金
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来県内において保育士として働く意思があること。</li> <li>・県内養成施設に入学する予定の者であること。又は、県内高等学校を卒業する者(この場合、県外養成施設への入学でも可)であること。</li> <li>・高等学校等第2学年時の学業成績の平均値が3.0以上であること。</li> <li>・所得が高等教育の修学支援制度(高等教育無償化)の第Ⅰ区分または第Ⅱ区分に該当しない世帯であること。</li> <li>・所得が日本学生支援機構無利子奨学金の所得上限以下であること(※特例:学業成績が3.5以上ある者は、日本学生支援機構有利子奨学金の所得上限以下であること)。</li> <li>・県から他の修学支援を目的とする資金の貸与又は給付を受けていないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来県内において保育士又は幼稚園教諭として働く意思があること。</li> <li>・鳥取短期大学幼児教育保育学科に入学しようとする者であること。</li> <li>・入学する日の前年度の4月1日から引き続き保護者が県内に住所を有していること。又は、県内高等学校を卒業する者であること。</li> <li>・所得が高等教育の修学支援制度(高等教育無償化)の第Ⅰ区分または第Ⅱ区分に該当しない世帯であること。</li> <li>・所得が別に定める基準額に達しない世帯であること。(基準額の例:3人世帯の場合 3,718,000円)</li> <li>・県から他の修学支援を目的とする資金の貸与又は給付を受けていないこと。</li> </ul>
貸与額	奨学金:2年間で120万円 (月額5万円相当) 入学準備金:20万円 就職準備金:20万円	奨学金:2年間で72万円(月額3万円相当) 入学支援資金:24万円(入学金相当額)
貸与期間	養成施設に在学する期間。ただし、奨学金は24月分を限度とする。	鳥取短期大学に入学する日の属する月から鳥取短期大学を卒業する日の属する月まで。ただし、奨学金は24月分を限度とする。
貸付利率	無利子	
返還方法	月賦均等払ほか	
返還免除要件	養成施設を卒業してから1年以内に保育士の登録を受け、県内の保育所等で保育士として5年間(過疎地域は3年間)勤務したとき。 ※幼稚園教諭としての勤務は対象外	鳥取短期大学を卒業してから1年以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭免許を取得し、6年以内に通算3年以上、県内の保育所等で保育士等の資格を活かして勤務したとき。
募集人数	15名	25名
募集時期	令和5年7月、10月(予定) ※養成施設入学前の募集です。	

※①と②は併願可能です。ただし、①の貸付が優先され、貸付決定後は②への変更はできません。  
 (①と②の併給は不可)

問合せ先:

①に関する事: 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(電話0857-59-6336)

②に関する事: 鳥取県子育て・人財局子育て王国課(電話0857-26-7150)

(11)鳥取県育英奨学資金(令和6年度進学者分 令和5年度進学者分は募集終了)

①貸与月額

区分	貸与月額
国公立	45,000円
私立	54,000円

②貸与期間

入学した学校等の正規の修業年限の終了する月まで

(例)大学＝4年、短大・専修学校＝2年、医学・歯学部等＝6年

③申請資格

- ・令和6年度に大学、短大、専修学校専門課程に新規に入学する者
- ・高校2年時の学業成績が3.0以上の者
- ・世帯の所得が基準額以下
- ・鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと
- ・鳥取県以外から鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと(教育委員会が別に定める奨学金を除く)

④貸付利率 無利子

⑤返還期間 貸与終了6月後から、20年以内

⑥返還猶予 進学、傷病、失業等の時は返還を猶予できる

⑦募集時期 令和5年7月～9月上旬(予定) ※高校3年生(既卒者含む)向けの予約募集です。

問合せ先:鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(電話0857-29-7145)

(12)その他の奨学金

制度名	制度の概要	区分	問合せ先
あしなが育英会奨学金	保護者の方が病気、災害、自死などで亡なられたか(交通事故を除く)、重い後遺障害により働けず、教育費に困っている家庭の生徒に対し奨学金の貸与と給付を行う。 【月額】 大学、短期大学:4万円又は5万円 専門学校:4万円	貸与	あしなが育英会 (03-3221-0888)
交通遺児育英会奨学金	保護者の方が道路上の交通事故で亡なられたか、重い後遺障害により働けず経済的に困っている家庭の生徒に対し奨学金の貸与(一部給付)を行う。 【月額】 4万円、5万円又は6万円から選択	貸与 + 給付	(公財)交通遺児育英会 (03-3556-0773)
長谷育英奨学会奨学金	鳥取県内に住所を有し、学業に優れ向上心がありかつ経済的理由により就学が困難な者に対し奨学金の貸付けを行う。 【月額】 40,000円、55,000円、65,000円から選択 ただし、65,000円は私立大学の自宅外通学生に限る。	貸与	(公財)長谷育英奨学会 (0857-21-1588)
リンガーハット財団奨学金	鳥取県内の大学(2年から4年)・大学院に在籍する学生及び鳥取県内の高等学校等を卒業し、他都道府県の大学(2年から4年)・大学院に在籍する学生3名程度に、奨学金を無償給付。 【月額】 2万円(給付) *対象者は大学2年生以上。	給付	(公財)米濱・リンガーハット財団 (http://www.yonehama-rh-foundation.or.jp/)

※掲載しているのは、県が実施(関与)している全県を対象とした奨学金、利用者が多い奨学金であり、この他にも市町村独自の奨学金、大学等における奨学金、民間団体の実施する各種の奨学金があります。

## 2 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

鳥取県内の対象業種に就職する大学院生、大学生、高専生、短大生、専門学校生、大学等既卒者(35歳未満)の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成します。

**※県内の対象業種に就職する前に、認定を受ける必要があります！**

### ① 対象者[次の(1)から(4)のいずれにも該当する方]

(1) 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。(複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。)

ア (独)日本学生支援機構の無利子(I種)奨学金及び有利子(II種)奨学金

イ 鳥取県育英奨学資金

ウ その他別に定める奨学金

(2) 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること

区分	在学する学校等	申請可能な学年等
ア 学生	大学院の修士課程、大学、短期大学	1年生以上
	高等専門学校	4年生以上
	専門学校	1年生以上
	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校	1年生以上
イ 既卒者	上記の学校等を卒業している35歳未満で無職または非正規雇用の方か、もしくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する方。(鳥取県内で、正規雇用で働いたことがある場合は対象外。)	

(3) 鳥取県内の次の対象業種への就業を希望する者であること。

ア 製造業   イ 情報通信業(情報サービス業、インターネット付随サービス業)

ウ 薬剤師の職域   エ 建設業

オ 建設コンサルタント業   カ 旅館・ホテル業

キ 民間の保育士・幼稚園教諭の職域   ク 農林水産業(農林水産業協同組合含む)

ケ 理容師・美容師の職域   コ 歯科技工士の職域

(4) 鳥取県内に定住することを希望する者であること。

### ② 助成内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

区分	助成金額	助成金額の上限
無利子の奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額 (既卒者の場合は返還残額)の1/2	・大学院、薬学部(6年間) 216万円 ・大学(4年間) 144万円 ・高専、短大、専門(2年間) 72万円
有利子の奨学金	貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額 (既卒者の場合は利子を除く返還残額)の1/4	・大学院、薬学部(6年間) 108万円 ・大学(4年間) 72万円 ・高専、短大、専門(2年間) 36万円

無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子の奨学金が優先されます。助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種へ就職してから8年度間とします。

### ③ 認定の要件

学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。

既卒者の場合、認定後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。(勤務場所、定住要件は学生と同様)

既卒者の場合、県内企業に正規雇用で就業したことがある者は対象外。

問合せ先: 鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課(電話0857-26-7648)

### 3 鳥取県内の市町村が実施する奨学金の返還支援制度

#### (1) 若桜町大学等奨学資金返還支援助成金<<若桜町>>

制度概要		問合せ先
対象者	奨学資金の貸与が終了し、奨学資金を返還する者	若桜町教育委員会事務局 0858-82-2213
応募要件	若桜町に住居登録をし、かつ、居住し、就労している者 奨学資金の返還について、国、県その他公的機関から助成金等の支援を受けていない者	
対象奨学金	若桜町大学等奨学資金	
助成金額	申請年度の属する年度の返還実績の1/2、上限12万円	

#### (2) おせっかい奨学パッケージ<<智頭町>>

制度概要		問合せ先
対象者	智頭町出身の高校生、大学生、短大生、専門学校生等	智頭町企画課 0858-75-4112
応募要件	智頭町出身で自宅から通うことのできない学校に通っていること	
対象奨学金	おせっかい奨学金	
助成金額	45,000円/月(大学生等)、30,000円/月(高校生)の奨学ローンを借入することが可能。利子は全額補助対象、元金は卒業後10年以内にUターンした場合に補助対象となる。	

#### (3) 湯梨浜町ふるさと人材育成奨学金支援助成金<<湯梨浜町>>

制度概要		問合せ先
対象者及び 応募要件	次の各号のいずれにも該当する者 一 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定を受けた者 二 湯梨浜町に定住することを希望する者	湯梨浜町教育総務課 0858-35-5362
対象奨学金	日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学金、湯梨浜町育英奨学金資金、技能者育成資金融資制度、生活福祉資金貸付制度(教育支援費)、母子・父子・寡婦福祉資金	
助成金額	無利子の場合⇒返還総額(在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする)×1/6 有利子の場合⇒返還総額((利子除く)在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする)×1/8	

#### (4) 琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金<<琴浦町>>

制度概要		問合せ先
対象者	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の交付決定を受けた者	琴浦町商工観光課 0858-52-1713
応募要件	奨学金の貸与を受けており、返還の予定又は返還中の者 鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職している 琴浦町に定住を目的に住所を有している	
対象奨学金	日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金、琴浦町林原育英奨学金など	
助成金額	無利子の場合 貸与奨学金の総額×1/2(既卒者の場合は、返還残額×1/2)、助成額の上限 当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 有利子の場合 貸与奨学金の総額(利子を除く)×1/4(既卒者の場合は、利子を除く返還残額×1/4)、助成額の上限 当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円	

**(5) 伯耆町奨学金返還支援助成金<伯耆町>**

制度概要		問合せ先
対象者	鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金（以下、「県助成金」とする。）の交付決定を受けた方	伯耆町企画課 0859-68-4212
応募要件	次のすべてに該当する方 ①前年度奨学金の返還がある ②県内の対象業種に正規雇用で就職している ③伯耆町に住所を有し町税の滞納がない	
対象奨学金	（独）日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金など	
助成金額	各年度の助成金額は、前年度返還額から各年度の県助成金を引いた額とし、各年度の上限額は奨学金返還残高に助成割合を乗じて助成対象期間で除した額とする。助成割合と助成金総額の上限額は次のとおり。 <助成割合> ・無利子の場合⇒1/2 ・有利子の場合⇒1/4 <総額の上限額> ・無利子の場合⇒当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 ・有利子の場合⇒当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円	

**(6) 日吉津村地元人材育成奨学金支援事業<日吉津村>**

制度概要		問合せ先
対象者	日吉津村奨学資金を返還中の方	日吉津村教育委員会事務局 0859-27-5956
応募要件	申請時に村内に住所を有し、現に居住する方で、5年以上定住する意思がある方。（転勤等により一時的に住民登録した方でないこと）	
対象奨学金	日吉津村奨学資金	
助成金額	申請年度の返還額(10/10) 「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」受給の場合除いた額	

**(7) 大山町奨学金返還支援補助金<大山町>**

制度概要		問合せ先
対象者	鳥取県未来人材奨学金返還支援助成金の交付決定を受けた方	大山町企画課 0859-54-5202
応募要件	以下すべてに該当すること ・前年度奨学金の返還がある ・鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職している ・大山町に住んでいる	
対象奨学金	・（独）日本学生支援機構の奨学金 ・鳥取県育英奨学資金 ・上記要件に準じた奨学金	
助成金額	無利子の場合⇒返還総額（在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする）×1/2 有利子の場合⇒返還総額（（利子除く）在学時に貸与を受けた月数×6万円を限度とする）×1/4	

(8) 奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業<<江府町>>

制度概要		問合せ先
対象者及び 応募要件	次のいずれにも該当する者 (1) 令和2年4月1日以降に、新たに返還義務が発生する奨学金の貸与を受けて、その返還義務があること。 (2) 江府町内に住民登録をし、継続して江府町内に在住していること。 (3) 就業し、継続して勤務していること。(自営業を含む) (4) 町税等の支払に対し、滞納がないこと。 (5) 奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業が登録するボランティア活動に、原則として年に1回以上参加すること。	教育委員会事務局教育課 0859-75-2223
対象奨学金	独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、鳥取県育英奨学資金、その他町長が定める奨学金	
助成金額	申請年度の返還額(上限年18万円、最長120ヶ月)	

#### 4 大学等進学資金助成金

大学等への進学に必要な資金について、教育ローン等を借り入れた者の利息の一部について助成する。※基準となる利率は、国の教育ローン若しくは2%のいずれか低い方を上限。

対象者	算定基準
大学、専修学校専門課程等(2年以上)	借入額は50万円を上限とする。
専修学校専門課程(2年未満)、専修学校一般課程及び各種学校(2年以上) 就職を断念し、急遽大学等への進学に進路変更した者	借入額は120万円を上限とする。
専修学校一般課程及び各種学校(2年未満)	借入額は60万円を上限とする。
県内予備校通学者	借入額は50万円を上限とする。

募集締切 令和5年5月8日(月)

提出先 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

問合せ先: 鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(電話0857-29-7145)

#### 5 日本政策金融公庫「国の教育ローン」

受験料、入学金、授業料などの入学、在学資金として借り入れできる。

一人あたり融資限度額: 350万円

返済期間: 18年以内(在学期間中は元金の返済を据え置き可)

金利: 年1.95%(R4.11.1現在)

※母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円以内の方、または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円以内の方は1.55%

問合せ先: 日本政策金融公庫 (電話0570-008656)

・いずれの制度も詳細は各担当課所におたずねください。  
・この資料に関するお問い合わせは  
鳥取県教育委員会事務局育英奨学室  
電話:0857-29-7145、FAX:0857-26-8176  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

## 鳥取県学生寮のお知らせ

公益財団法人鳥取県育英会では、東京都内に明倫館(男子)、清和寮(女子)の2寮を運営しており、東京及び近郊で学ぶ県出身の学生に、経済的な負担を軽減すると共に、健康で文化的な生活環境を提供しています。



### 明倫館(男子寮)

住所: 世田谷区成城1-18-11  
最寄り駅: 小田急小田原線  
成城学園前駅 徒歩7分  
電話: (03)3415-8836  
定員: 73名

月額寮費	月額食費	入寮費
28,000円	18,000円	1年間 67,200円

### 清和寮(女子寮)

住所: 豊島区目白4-34-6  
最寄り駅: JR山手線 目白駅 徒歩12分  
西武池袋線 椎名町駅 徒歩6分  
電話: (03)5982-1658  
定員: 74名



月額寮費	月額食費	入寮費
34,700円	17,000円	1年間 64,800円

※いずれの寮も朝夕食があります。(日曜、祝日、年末年始、お盆の期間を除く)

募集案内は、県内の高等学校等に配布するとともに、ホームページにも掲載しております。

ホームページ <http://www.tottori-ryo.or.jp/>

鳥取県育英会 学生寮

検索

#### ○寮長からのご提案…

大学や専修学校のオープンカレッジなどで東京に来られたときは、ぜひ、学生寮にも立ち寄って、下見をしてください。寮の職員が寮内をご案内しますので、お気軽にお電話でご連絡ください。